

防災行政無線音声配信フロー

屋外拡声スピーカーで音声配信を行う場合、以下の手続きが必要です。

自治会	「配信内容連絡票」に必要事項を記入のうえ、配信日の3日前（閉庁日を除く）までに危機管理課へ提出する。（メール申請可※） ※メール申請の場合は、送信後危機管理課へ連絡する。 メールアドレス： kiki@city.gose.nara.jp 電話番号： 0745-44-3269（直通）
-----	--



危機管理課	①内容を精査した後、「配信内容連絡票」に受付印を押下し、写しを申請者へ交付する。 ②必要に応じて「音声配信マニュアル」を配布し、送信アプリの使用方法や注意事項を指導する。
-------	---



自治会	①申請書の写しを受領し、保管する。 ②「送信ごせ防災」アプリの「音声」・「予約（音声）」より放送文の配信・配信予約を行う。
-----	---